

○神戸親和女子大学通信教育部規程

平成17年9月2日  
制定

第1章 総則

第1条 本通信教育部は、神戸親和女子大学学則(昭和41年4月1日制定)第2条の3の規定に基づき、主として通信教育の方法による教育を受ける機会の拡充と、総合的判断力を持ち主体的に社会に対応できる人間を育成することを目的とする。

第2条 本通信教育部は、その教育研究の水準の向上を図り、前条に掲げる教育目的及び社会的使命を達成するため、本通信教育部の教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 前項の自己点検及び評価に関する細目は、別にこれを定める。

第3条 本通信教育部は、発達教育学部児童教育学科及び福祉臨床学科における通信教育の課程を実施する。

2 本通信教育部は、男女共学で行う。

3 発達教育学部児童教育学科に保育学コースを置く。

第4条 本通信教育部の学生定員は、次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	編入学定員	収容定員
発達教育学部	児童教育学科	200名	3年次 400名	1,600名
	福祉臨床学科	100名	3年次 200名	800名
	計	300名	3年次 600名	2,400名

2 前項に定める発達教育学部児童教育学科における入学定員200名のうち、保育学コースの入学定員は100名とする。

第5条 本通信教育部の修業年限は、4年とする。なお、在学期間は、10年を超えることはできない。

2 3年次編入学生の修業年限は、2年とする。なお、在学期間は、6年を超えることはできない。

第2章 組織

第6条 本通信教育部の授業は、原則として神戸親和女子大学(以下「本学」という。)通学の課程の教員がこれに当たる。

- 2 前項に定めるもののほか、必要に応じて講師を委嘱することができる。
- 3 必要に応じて、レポートの添削指導を行う「添削指導員」及び科目修了試験の採点を補助する「採点補助員」を委嘱することができる。

第7条 本通信教育部に通信教育部長を置く。通信教育部長の候補者選考に関する事項については、別にこれを定める。

- 2 本通信教育部に通信教育部事務室を置く。

#### 第3章 教授会及び通信教育部運営委員会

第8条 本学教授会は、通信教育部の課程についても本学学則所定の権限を行う。

第9条 本通信教育部に通信教育部運営委員会を置き、通信教育部の教学に関する重要事項を審議する。

- 2 通信教育部運営委員会の構成及び運営に関する事項については、別にこれを定める。

#### 第4章 教育課程及び授業科目

第10条 本通信教育部の教育課程は、共通教育科目群及び専門教育科目群から成る。

- 2 前項の教育課程の授業科目、単位及び履修方法は、別表第1のとおりとする。
- 3 各授業科目の履修方法の細目は、学生要覧及び親和通信をもって周知する。

第11条 発達教育学部児童教育学科において、教育職員免許状を取得しようとする者は、その免許状の種類に応じて教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める所定の単位を修得しなければならない。

- 2 本通信教育部の課程で取得できる免許状の種類及び教科は、次のとおりとする。

発達教育学部 児童教育学科

小学校教諭1種免許状

幼稚園教諭1種免許状

特別支援学校教諭1種免許状

- 3 発達教育学部児童教育学科保育学コースにおいて、保育士の資格を得ようとする者は、児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第6条の2第1項第3号の規定により、別表第2に定める単位を修得し、卒業要件を満たして卒業しなければならない。科目の履修については、別にこれを定める。

第12条 発達教育学部福祉臨床学科において、社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第7条第1号に定める社会福祉士試験の受験資格を取得しようとする者は、別表第3—1に定める単位を修得しなければならない。科目の履修については、別にこれを定

める。

第13条 発達教育学部福祉臨床学科において、精神保健福祉士法(平成9年法律第131号)第7条第1号に定める精神保健福祉士試験の受験資格を取得しようとする者は、別表第3—2に定める単位を修得しなければならない。科目の履修については、別にこれを定める。

#### 第5章 入学、編入学、休学、退学、除籍、復学、再入学、転学及び転籍

第14条 入学は、毎年4月又は10月とする。

2 4月入学生の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。10月入学生の学年は、10月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。

第15条 本通信教育部に入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者及び通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- (7) 相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると本学が認めた者

2 編入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 他の大学の学部で2年以上在学し、62単位以上を修得した者
- (2) 短期大学を卒業した者
- (3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第56条に規定する大学入学資格を有する者で文部科学大臣が定める基準(修業年限2年以上で、かつ、課程の修了に必要な総授業時間数が1700時間以上)を満たす専修学校の専門課程を修了した者
- (4) その他、前3号に掲げる者と同等以上の学力があると本学が認めた者

第16条 入学は、選考の上、これを許可する。選考は、原則として書類選考とし、必要書類は学生募集要項に定める。

第17条 入学志願者は、前条に定める必要書類に入学検定料を添えて、指定された期日ま

で提出しなければならない。

第18条 入学を許可された者は、本学の指定した期日までに第49条に定める学費を納め、保証書その他入学に関する必要書類を提出しなければならない。

第19条 保証書に記載する保証人は、成年者でなければならない。

第20条 保証人を変更する場合は、遅滞なく新保証人と連署した所定の保証書を提出しなければならない。

第21条 病気その他やむを得ない事由により休学又は退学をしようとする者は、保証人連署の上、学長に願い出て許可を得なければならない。

2 休学期間は、1箇年単位とし、その期間は在学期間に算入しない。

3 休学期間は、通算して4年を超えることはできない。

4 休学の事由がなくなったときは、保証人連署の上、学長に願い出て許可を得て、復学することができる。

第22条 次の各号のいずれかに該当する者は、除籍する。

(1) 所定の期日までに学費を納入しない者

(2) 第5条に定める在学期間を超える者

第23条 退学した者又は除籍された者が同一学科に再入学を希望するときは、第16条の定めにかかわらず、2年以内に限り審議の上、許可することがある。

第24条 学生が他の大学に転学しようとするときは、保証人連署の上、学長に願い出て許可を得なければならない。

第25条 本通信教育部の女子学生で、本学の通学の課程に転籍を希望する者に対しては、選考の上、教授会の議を経て転籍を認めることができる。

第26条 本学の通学の課程の学生で、本通信教育部に転籍を希望する者に対しては、選考の上、教授会の議を経て転籍を認めることができる。

第27条 本通信教育部の学生は、同時に学校教育法第1条に定める他の学校に正規の学生として在学することはできない。

## 第6章 授業及び学習指導

第28条 授業科目は、これを4学年に配当する。

第29条 授業は、印刷教材等による授業、放送その他これに準ずるものによる授業、面接授業又はメディアを利用して行う授業のいずれか、又は、これらの併用によって行う。

第30条 面接授業又はメディアを利用して行う授業においては、各科目に対する単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準により計算する。

- (1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。ただし、授業科目によっては、30時間の授業をもって1単位とすることができる。
- (2) 外国語、講読及び演習については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、授業科目によっては、15時間の授業をもって1単位とすることができる。
- (3) 実験、実習及び実技については、45時間の授業をもって1単位とする。ただし、授業科目によっては、30時間の授業をもって1単位とすることができる。

第31条 印刷教材等による授業においては、45時間の学修を必要とする印刷教材等による学修をもって1単位とする。

第32条 放送その他これに準ずるものによる授業においては、15時間の授業をもって1単位とする。

第33条 学生の学修を補助するための機関誌及びパンフレット等の補助教材を配布することができる。

第34条 学生は、教科書の内容に対して、質問票により随時質問することができる。

2 質問応答に要する通信費は、質問者の負担とする。

第35条 学生は、印刷教材等による授業の示された報告課題について、科目ごとに1単位につき1通のレポートを提出し、添削指導を受けなければならない。

#### 第7章 試験及び単位の認定

第36条 科目試験は、筆記試験、レポート(論文)試験、口述試験、実技試験又はその他の方法によって行い、その時期及び方法等については別に定める。

2 各履修科目の修了時における成績の評価は、100点を満点とし、60点以上を合格、60点未満を不合格とする。

第37条 単位認定された授業科目については、本人の請求により成績に関する証明書を交付することができる。

2 本学が発行する成績に関する証明書の成績表示は、次の段階によらなければならない。

100点～80点 A

79点～70点 B

69点～60点 C

59点以下 D

3 本学が当該者の入学前の既修得単位によって認定した授業科目については、「R」の表示をもって記載する。

第38条 不合格科目については、再試験を行うことができる。

第39条 印刷教材等による授業の科目試験を受けることができる者は、第35条に定める報告課題に対するレポートを提出し、所定の成績を修め、受験資格を認められた者でなければならない。

第40条 科目試験に合格した者には、授業科目所定の単位を与える。

第41条 編入学又は転籍を許可された者の入学(転籍)前の既修得単位については、教育上有益と認められる場合、本通信教育部において修得したのものとして認定することができる。

2 単位の認定方法については、別にこれを定める。

#### 第8章 卒業の要件及び学士学位

第42条 卒業資格を得るための要件は、次のとおりとする。

(1) 4年以上在学し、第10条に定める教育課程から合計124単位以上を修得しなければならない。

(2) 前号の124単位のうち、30単位以上を面接授業又はメディアを利用して行う授業により修得しなければならない。

(3) 卒業資格試験に合格しなければならない。

第43条 卒業の決定は、前条の要件を満たした学生に対し、教授会がこれを行う。

2 前項の規定により卒業が決定した者には、学士の学位を授与し、「学位記」を交付する。

3 学位及びその授与等に関しては、別に定める本学学位規程の定めによる。

#### 第9章 科目等履修生

第44条 本通信教育部の授業科目の一部を履修しようとする者があるときは、学生の定員に余裕のある場合に限り、科目等履修生として履修を許可することができる。

2 科目等履修生の登録期間は1年とし、申出により継続することができる。

第45条 科目等履修生として履修を許可する者は、大学の入学資格を有する者で選考を経た者とする。

第46条 科目等履修生が、履修し合格した授業科目については、その授業科目所定の単位を与えることができる。

第47条 本通信教育部の科目等履修生であった者が、通信教育部の正科生として入学した場合、科目等履修生として修得した授業科目の単位は、本学で教育上有益と認めるときは、第10条に定める授業科目及び単位数として認定することができる。

2 前項の科目等履修生として在籍した期間は、本通信教育部の正規の課程の在学年数に算入しない。

第48条 科目等履修生については、この章に規定するもののほか、第8章の規定を除き、この規程における他の各章の規定を準用する。

#### 第10章 学費及びその他納付金

第49条 本通信教育部における学費とは、入学金、編入学金、教育充実費(設備費)、科目等履修登録料、授業料、面接授業(スクーリング)受講料、科目等履修継続料、卒業論文(研究)審査料、資格登録料及び転籍料をいう。

2 別表第4に定める学費及びその他納付金は、所定の期日までに納めなければならない。

3 学費及びその他納付金は、その額を変更することがある。

第50条 休学中の学費は、徴収しない。ただし、休学在籍料を納入しなければならない。

第51条 既に納めた学費は、原則としてこれを返還しない。

#### 第11章 賞罰

第52条 学業優秀にして他の模範となる者に対しては、賞することができる。

第53条 本学の学生にして本学の教育の趣旨に背き、又は学生の本分にもとる行為があるときは、学長は教授会の議を経て、これに懲戒を加えることができる。

2 懲戒は、譴責、停学及び退学とする。

## 第12章 学生証及び科目等履修生証

第54条 本通信教育部の正科生には、学生証を交付する。

2 本通信教育部の科目等履修生には、科目等履修生証を交付する。

第55条 試験、面接授業に出席する場合及び必要な場合には、学生証又は科目等履修生証を提示しなければならない。

## 第13章 その他

第56条 この規程に定めのないものについては、本学学則の定めるところによる。

### 附 則

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

2 第11条第3項に規定する保育士の資格取得に関する事項は、平成19年4月1日から適用する。

### 附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

### 附 則

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

2 第40条の規定は、平成18年4月1日から適用する。

### 附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成20年2月22日から施行する。

### 附 則

最新改正 平成22年3月19日

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第5条の規定は、平成20年度以前の入学生にも適用する。
- 2 第5条第2項、第10条別表第1〔専門教育科目群福祉臨床学科〕、第12条、第12条別表第3—1、第13条別表第3—2、第42条第3号、第49条別表第4については、3年次編入学生においても適用する。

附 則

最新改正 平成22年2月26日

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 第11条第2項に定める特別支援学校教諭1種免許状取得については、平成22年4月1日現在在籍者においても適用する。
- 3 前項の規定により、特別支援学校教諭1種免許状を取得しようとする者の同免許に関する学費については、別表第4(第49条関係)〔学費 平成22年度以降の入学生及び科目等履修生に適用〕の科目等履修生の欄を適用する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

別表第1(第10条関係)

〔共通教育科目群〕

授業科目	単位		開講年次	備考
	必修	選択		
(バイシック・スキル)				
通信教育入門	2		1	
日本語表現		2	1	
英語コミュニケーションⅠ		1	1	保育学コースの者は必修
英語コミュニケーションⅡ		1	1	保育学コースの者は必修
英語		2	1	
基礎体育学		1	1	保育学コースの者は必修
健康行動学		2	1	保育学コースの者は必修
情報基礎		2	1	

(コモン・センス)				
日本国憲法		2	1	保育学コースの者は 選択必修
文学		4	1	
心理学		4	1	
哲学		4	1	
経済学		4	1	
法学		4	1	
社会学		4	1	保育学コースの者は 選択必修
地理学		4	1	
文化人類学		4	1	
数学		4	1	
生物学		4	1	
栄養学		4	1	
(総合学習)				
多文化社会		2	2	
情報と社会		2	2	
国際理解教育 論		2	2	保育学コースの者は 選択必修
環境教育論		2	2	保育学コースの者は 選択必修

[専門教育科目群 児童教育学科]

授業科目	単位		開講年次	備考
	必修	選択		
(基本科目)				
教育原理	2		1	
教育心理学	2		1	
教育哲学	2		3	
人権教育の研究	2		3	
(演習科目)				
児童教育学演 習 I	2		3	
児童教育学演	2		4	

習Ⅱ				
(基幹科目)				
国語		2	2	
算数		2	2	
生活		2	2	
社会		2	2	
理科		2	2	
家庭		2	2	
体育		2	1	保育学コースの者は 必修
声楽・器楽		2	1	保育学コースの者は 必修
絵画・彫刻		2	1	保育学コースの者は 必修
児童心理学		2	2	
幼児心理学		2	2	
学習心理学		2	3	
健康心理学		2	3	
教育臨床心理学		4	3	保育学コースの者は 選択必修
発達心理学		2	2	保育学コースの者は 必修
社会心理学		2	2	
青年心理学		2	2	
家族心理学		2	2	
教職論		2	1	
幼児教育原理		2	1	保育学コースの者は 選択必修
初等教育原理		2	2	
教育法規		2	3	
教育制度		2	3	
教育社会学		2	3	
教育方法論		2	3	
教育課程論(初等)		2	3	
幼児教育課程		2	2	

論				
道徳教育の研究(初等)		2	3	
特別活動の研究(初等)		2	3	
児童福祉論Ⅰ		2	3	保育学コースの者は必修
児童福祉論Ⅱ		2	3	保育学コースの者は選択必修
保育原理A		2	1	保育学コースの者は必修
保育原理B		2	2	保育学コースの者は必修
養護原理		2	2	保育学コースの者は必修
小児保健		4	3	保育学コースの者は必修
小児保健実習		1	3	保育学コースの者は必修
小児栄養		2	3	保育学コースの者は必修
精神保健		2	4	保育学コースの者は必修
教職実践演習(幼・小)		2	4	保育学コースの者は必修
(発展科目)				
教科教育法・国語		2	3	
教科教育法・社会		2	3	
教科教育法・算数		2	3	
教科教育法・理科		2	3	
教科教育法・生活		2	3	

教科教育法・音楽		2	3	
教科教育法・図画工作		2	3	
教科教育法・家庭		2	3	
教科教育法・体育		2	3	
保育内容の研究A(健康)		2	2	保育学コースの者は必修
保育内容の研究B(人間関係)		2	2	保育学コースの者は必修
保育内容の研究C(環境)		2	2	保育学コースの者は必修
保育内容の研究D(言葉)		2	2	保育学コースの者は選択必修
保育内容の研究E(音楽表現)		2	2	保育学コースの者は選択必修
保育内容の研究F(造形表現)		2	2	保育学コースの者は選択必修
保育内容の研究G(身体表現)		2	2	保育学コースの者は選択必修
保育指導法の研究		2	4	保育学コースの者は選択必修
教育情報・技術論(初等)		2	3	
生徒指導論(初等)		2	3	
教育相談(初等)		2	3	
幼児理解		2	3	
社会福祉論		2	3	保育学コースの者は必修
社会福祉援助技術		2	4	保育学コースの者は必修
家族援助論		2	3	保育学コースの者は必修

乳児保育 I		2	2	保育学コースの者は 必修
乳児保育 II		2	2	保育学コースの者は 選択必修
障害児保育論 I		2	3	保育学コースの者は 必修
障害児保育論 II		2	3	保育学コースの者は 選択必修
養護内容		2	2	保育学コースの者は 必修
子どもと人権		2	2	
現代保育論		2	4	
西洋教育史		2	3	
日本教育史		2	4	
社会福祉援助 総論		2	3	
子育て相談・支 援の理論と実 際		2	4	
児童教育学特 殊講義 I		2	3	
児童教育学特 殊講義 II		2	4	
幼稚園教育実 習		5	4	
小学校教育実 習		5	4	
保育実習 I A(保育所)		3	3	保育学コースの者は 必修
保育実習 I B(施設)		3	4	保育学コースの者は 必修
保育実習 II(保 育所)		2	3	保育学コースの者は 必修
特別支援教育 基礎理論		2	1	
知的障害児の		1	1	

心理A				
知的障害児の 心理B		1	2	
知的障害児の 生理・病理		2	1	
肢体不自由児 の心理・生理・ 病理A		1	1	
肢体不自由児 の心理・生理・ 病理B		1	2	
病弱児の心 理・生理・病理 A		1	1	
病弱児の心 理・生理・病理 B		1	2	
知的障害児教 育論 I A		1	1	
知的障害児教 育論 I B		1	2	
知的障害児教 育論 II		2	1	
肢体不自由児 教育論A		1	1	
肢体不自由児 教育論B		1	2	
病弱児教育論		2	1	
視覚障害児の 心理・生理・病 理		1	1	
聴覚障害児の 心理・生理・病 理		1	1	
視覚障害児教 育指導法		1	2	

聴覚障害児教育指導法		1	2	
発達障害児教育論A		1	1	
発達障害児教育論B		1	2	
特別支援学校教育実習事前事後指導		1	4	
特別支援学校教育実習		2	4	
卒業論文		8	4	

#### 卒業要件

- 1 共通教育科目群及び児童教育学科専門教育科目群より、合計124単位以上を修得しなければならない。
- 2 共通教育科目群においては、必修2単位を含む32単位以上を修得しなければならない。
- 3 児童教育学科専門教育科目群においては、基本科目・演習科目12単位、基幹科目・発展科目より80単位以上を含む92単位以上を修得しなければならない。

[専門教育科目群 福祉臨床学科]

授業科目	単位		開講年次
	必修	選択	
(基本科目)			
社会福祉概論	4		1
社会保障論	4		2
児童福祉論	4		2
障害者福祉論	4		2
老人福祉論	4		2
精神保健福祉論 I	3		2
地域福祉論	2		3
人体の構造と機能及び疾病	2		3
公的扶助論	2		3
(演習科目)			
社会福祉学演習 I	2		3
社会福祉学演習 II	2		4

(基幹科目)			
福祉レクリエーション論		2	1
福祉コミュニケーション論		2	1
社会福祉援助技術論Ⅰ		4	2
社会福祉援助技術論Ⅱ		4	2
福祉行財政と福祉計画		2	2
福祉サービスの組織と経営		2	2
社会調査の基礎		2	3
保健医療サービス		2	3
介護概論		2	3
精神保健学		4	2
精神医学		4	3
精神科リハビリテーション学		4	3
精神保健福祉論Ⅱ		3	2
精神保健福祉援助技術各論		4	2
相談援助演習Ⅰ		2	2
相談援助演習Ⅱ		4	2
相談援助実習		4	3
相談援助実習指導Ⅰ		1	3
相談援助実習指導Ⅱ		3	3
精神保健福祉援助演習		4	2
精神保健福祉援助実習		6	3
(発展科目)			
障害児保育論Ⅰ		2	3
障害児保育論Ⅱ		2	3
ボランティア論		2	2

福祉と人権		2	2
時事問題からみる社会福祉		2	2
子育てと社会		2	2
子どもと人権		2	2
発達心理学		2	2
社会心理学		2	2
家族心理学		2	2
青年心理学		2	2
家族援助論		2	3
就労支援サービス		1	3
公衆衛生論		2	3
権利擁護と成年後見制度		2	4
更生保護制度		1	4
社会福祉学特殊講義 I		2	3
社会福祉学特殊講義 II		2	4
社会福祉学特殊講義 A		2	2
社会福祉学特殊講義 B		2	2
社会福祉学特殊講義 C		2	3
社会福祉学特殊講義 D		2	4

#### 卒業要件

- 1 共通教育科目群及び福祉臨床学科専門教育科目群より、合計124単位以上を修得しなければならない。
- 2 共通教育科目群においては、必修2単位を含む32単位以上を修得しなければならない。
- 3 福祉臨床学科専門教育科目群においては、基本科目・演習科目33単位、基幹科目・発展科目より59単位以上を含む92単位以上を修得しなければならない。

別表第2(第11条関係)〔保育学コース〕

必修科目

法定基準			本学基準			備考
区分	科目	単位数	本学授業科目	単位数		
				通信	面接	
保育の本質・目的の理解	社会福祉(講義)	2	社会福祉論	2		
	社会福祉援助技術(演習)	2	社会福祉援助技術		2	
	児童福祉(講義)	2	児童福祉論 I	2		
	保育原理(講義)	4	保育原理A	2		
			保育原理B	2		
	養護原理(講義)	2	養護原理	2		
	教育原理(講義)	2	教育原理	2or2		
保育の対象の理解に対する科目	発達心理学(講義)	2	発達心理学	2		
	教育心理学(講義)	2	教育心理学	2		
	小児保健(講義・実習)	5	小児保健	4		実習1単位以上
			小児保健実習	1		
	小児栄養(演習)	2	小児栄養		2	
	精神保健(講義)	2	精神保健	2		
	家族援助論(講義)	2	家族援助論	2		
保育の内容・方法の理解に対する科目	保育内容(演習)	6	保育内容の研究A(健康)	1	1	
			保育内容の研究B(人間関係)	1	1	
			保育内容の研究C(環境)	1	1	
	乳児保育(演習)	2	乳児保育 I	1	1	

	習)					
	障害児保育 (演習)	1	障害児保育論 I	1	1	
	養護内容(演 習)	1	養護内容	1	1	
基礎技能	基礎技能(演 習)	4	声楽・器楽	1	1	
			絵画・彫刻	1	1	
			体育	1	1	
保育実習	保育実習(実 習)	5	保育実習 I A(保育所)	3		実習4単位以 上
			保育実習 I B(施設)	3		
総合演習	総合演習(演 習)	2	教職実践演習 (幼・小)		2	
法定基準単位数合計		50	修得単位数合 計	55		

#### 選択必修科目

法定基準		本学基準			備考	
系列	単位数	授業科目	単位数			
			通信	面接		
保育の本質・目的の理解	8以上	幼児教育原理	2		8単位以上選 択必修	
		児童福祉論Ⅱ	2			
保育の対象の理解に対する科 目		教育臨床心理 学	4			
		保育の内容・方法の理解に対す る科目	保育内容の研 究D(言葉)	2		
保育内容の研 究 E(音楽表 現)				2		
保育内容の研 究 F(造形表 現)				2		
保育内容の研 究 G(身体表 現)				2		

			保育指導法の研究	2		
			乳児保育Ⅱ	2		
			障害児保育論Ⅱ	2		
基礎技能						
保育実習	保育実習Ⅱ(実習)	2以上	保育実習Ⅱ(保育所)		2	2単位以上選択必修
	保育実習Ⅲ(実習)					
決定基準単位数合計		10以上	修得単位数合計	10以上		

#### 選択科目

法定基準		本学基準			備考
系列	単位数	授業科目	単位数		
			通信	面接	
特設科目	—	現代保育論	2		

#### 別表第3—1(第12条関係)〔社会福祉士受験資格〕

指定科目	本学授業科目	単位		備考
		必修	選択	
人体の構造と機能及び疾病	人体の構造と機能及び疾病		2	1科目必修
心理学理論と心理的支援	心理学		4	
社会理論と社会システム	社会学		4	
現代社会と福祉	社会福祉概論	4		
社会調査の基礎	社会調査の基礎	2		
相談援助の基盤と専門職	社会福祉援助技術論Ⅰ	4		
相談援助の理論と方法	社会福祉援助技術論Ⅱ	4		
地域福祉の理論と方	地域福祉論	2		

法				
福祉行財政と福祉計画	福祉行財政と福祉計画	2		
福祉サービスの組織と経営	福祉サービスの組織と経営	2		
社会保障	社会保障論	4		
高齢者に対する支援と介護保険制度	老人福祉論	4		
	介護概論	2		
障害者に対する支援と障害者自立支援制度	障害者福祉論	4		
児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度	児童福祉論	4		
低所得者に対する支援と生活保護制度	公的扶助論	2		
保健医療サービス	保健医療サービス	2		
就労支援サービス	就労支援サービス		1	1科目必修
権利擁護と成年後見制度	権利擁護と成年後見制度		2	
更生保護制度	更生保護制度		1	
相談援助演習	相談援助演習Ⅰ	2		
	相談援助演習Ⅱ	4		
相談援助実習指導	相談援助実習指導Ⅰ	1		
	相談援助実習指導Ⅱ	3		
相談援助実習	相談援助実習	4		

別表第3—2(第13条関係)〔精神保健福祉士受験資格〕

指定科目	本学授業科目	単位		備考
		必修	選択	
人体の構造と機能及び疾病	人体の構造と機能及び疾病		2	1科目必修
心理学理論と心理的支援	心理学		4	
社会理論と社会シス	社会学		4	

テム				
現代社会と福祉	社会福祉概論	4		
地域福祉の理論と方法	地域福祉論	2		
福祉行財政と福祉計画	福祉行財政と福祉計画	2		
社会保障	社会保障論	4		
低所得者に対する支援と生活保護制度	公的扶助論	2		
保健医療サービス	保健医療サービス	2		
権利擁護と成年後見制度	権利擁護と成年後見制度	2		
精神医学	精神医学	4		
精神保健学	精神保健学	4		
精神科リハビリテーション学	精神科リハビリテーション学	4		
精神保健福祉論	精神保健福祉論Ⅰ	3		
	精神除健福祉論Ⅱ	3		
精神保健福祉援助技術総論	社会福祉援助技術論Ⅰ	4		
	社会福祉援助技術論Ⅱ	4		
精神保健福祉援助技術各論	精神保健福祉援助技術各論	4		
精神保健福祉援助演習	精神保健福祉援助演習	4		
精神保健福祉援助実習	精神保健福祉援助実習	6		

別表第4(第49条関係)

[学費 平成18年度の入学生に適用]

(単位は円)

種別	正科生	備考
入学金	30,000	
編入学金	30,000	

教育充実費(設備費)	10,000	
授業料	140,000(年間)	
面接授業(スクーリング)受講料 1 単位につき	5,000	
卒業論文(研究)審査料	3,000	
資格登録料		
幼稚園1種	30,000	
小学校1種	30,000	
社会福祉士受験資格	50,000	
精神保健福祉士受験資格	50,000	
転籍料	30,000	

〔学費 平成19年度の入学生及び科目等履修生に適用〕

(単位は円)

種別	正科生	科目等履修生	備考
入学金	30,000	—	
編入学金	30,000	—	
教育充実費(設備費)	10,000	10,000	
科目等履修登録料	—	40,000	
授業料	140,000(年間)	5,000(1単位)	
面接授業(スクーリング)本 学(三宮を含む)会場受講料 A群科目(※1)1単位につき	5,000	5,000	
面接授業(スクーリング)本 学以外の会場受講料 A群科目(※1)1単位につき	7,500	7,500	
面接授業(スクーリング)本 学(三宮を含む)会場受講料 B群科目(※2)1単位につき	10,000	10,000	
面接授業(スクーリング)本 学以外の会場受講料 B群科目(※2)1単位につき	15,000	15,000	
科目等履修継続料	—	40,000	
卒業論文(研究)審査料	3,000	—	
資格登録料		—	
幼稚園1種	30,000		

小学校1種	30,000		
保育士資格	50,000		
社会福祉士受験資格	50,000		
精神保健福祉士受験資格	50,000		
転籍料	30,000	—	

※1 A群科目は、「日本国憲法」、「多文化社会」、「情報と社会」、「国際理解教育論」、「環境教育論」、「教育原理」、「児童教育学演習Ⅰ」、「児童教育学演習Ⅱ」、「総合演習」、「小児栄養」、「教科教育法・理科」、「保育内容の研究A(健康)」、「保育内容の研究B(人間関係)」、「保育内容の研究C(環境)」、「保育内容の研究E(音楽表現)」、「保育内容の研究F(造形表現)」、「保育内容の研究G(身体表現)」、「社会福祉援助技術」、「乳児保育Ⅰ」、「障害児保育論Ⅰ」、「養護内容」、「児童教育学特殊講義Ⅰ」、「児童教育学特殊講義Ⅱ」、「幼稚園教育実習(事前指導)」、「小学校教育実習(事前指導)」、「医学一般」、「社会福祉学演習Ⅰ」、「社会福祉学演習Ⅱ」、「社会福祉援助技術論Ⅰ」、「精神医学」、「精神科リハビリテーション学」、「精神保健福祉援助技術各論」、「社会福祉援助技術演習」、「社会福祉援助技術現場実習指導Ⅰ」、「社会福祉援助技術現場実習指導Ⅱ(事前指導)」、「社会福祉援助技術現場実習指導Ⅱ(事後指導)」、「精神保健福祉援助演習」、「精神保健福祉援助実習(事前指導)」、「ボランティア論」、「時事問題からみる社会福祉」、「公衆衛生論」、「社会福祉特殊講義Ⅰ」、「社会福祉特殊講義Ⅱ」、「保育実習ⅠA(保育所)〈事前指導〉」、「保育実習ⅠB(施設)〈事前指導〉」とする。

※2 B群科目は、「英語コミュニケーションⅠ」、「英語コミュニケーションⅡ」、「基礎体育学」、「健康行動学」、「理科」、「体育」、「声楽・器楽」、「絵画・彫刻」、「小児保健実習」、「教科教育法・音楽」、「教科教育法・図画工作」、「教科教育法・体育」とする。

[学費 平成20年度の入学生及び科目等履修生に適用]

(単位は円)

種別	正科生	科目等履修生	備考
入学金	30,000	—	
編入学金	30,000	—	
教育充実費(設備費)	15,000	15,000	
科目等履修登録料	—	40,000	
授業料	140,000(年間)	5,000(1単位)	
面接授業(スクーリング)本学(三宮を含む)会場受講料 A群科目(※1)1単位につき	5,000	5,000	
面接授業(スクーリング)本	7,500	7,500	

学以外の会場受講料 A群科目(※1)1単位につき			
面接授業(スクーリング)本 学(三宮を含む)会場受講料 B群科目(※2)1単位につき	10,000	10,000	
面接授業(スクーリング)本 学以外の会場受講料 B群科目(※2)1単位につき	15,000	15,000	
科目等履修継続料	—	40,000	
卒業論文(研究)審査料	3,000	—	
資格登録料			
幼稚園1種	50,000		
小学校1種	50,000		
保育士資格	50,000		
社会福祉士受験資格	50,000		
精神保健福祉士受験資 格	50,000		
転籍料	30,000	—	

※1 A群科目は、「日本国憲法」、「多文化社会」、「情報と社会」、「国際理解教育論」、「環境教育論」、「教育原理」、「児童教育学演習Ⅰ」、「児童教育学演習Ⅱ」、「総合演習」、「小児栄養」、「教科教育法・理科」、「保育内容の研究A(健康)」、「保育内容の研究B(人間関係)」、「保育内容の研究C(環境)」、「保育内容の研究E(音楽表現)」、「保育内容の研究F(造形表現)」、「保育内容の研究G(身体表現)」、「社会福祉援助技術」、「乳児保育Ⅰ」、「障害児保育論Ⅰ」、「養護内容」、「児童教育学特殊講義Ⅰ」、「児童教育学特殊講義Ⅱ」、「幼稚園教育実習(事前指導)」、「小学校教育実習(事前指導)」、「医学一般」、「社会福祉学演習Ⅰ」、「社会福祉学演習Ⅱ」、「社会福祉援助技術論Ⅰ」、「精神医学」、「精神科リハビリテーション学」、「精神保健福祉援助技術各論」、「社会福祉援助技術演習」、「社会福祉援助技術現場実習指導Ⅰ」、「社会福祉援助技術現場実習指導Ⅱ(事前指導)」、「社会福祉援助技術現場実習指導Ⅱ(事後指導)」、「精神保健福祉援助演習」、「精神保健福祉援助実習(事前指導)」、「ボランティア論」、「時事問題からみる社会福祉」、「公衆衛生論」、「社会福祉特殊講義Ⅰ」、「社会福祉特殊講義Ⅱ」、「保育実習ⅠA(保育所)〈事前指導〉」、「保育実習ⅠB(施設)〈事前指導〉」、「介護等の体験〈事前指導〉」とする。

※2 B群科目は、「英語コミュニケーションⅠ」、「英語コミュニケーションⅡ」、「基礎体育学」、「健康行動学」、「理科」、「体育」、「声楽・器楽」、「絵画・彫刻」、「小児保健

実習」、「教科教育法・音楽」、「教科教育法・図画工作」、「教科教育法・体育」とする。  
 [学費 平成21年度の入学生及び科目等履修生に適用]

(単位は円)

種別	正科生	科目等履修生	備考
入学金	30,000	—	
編入学金	30,000	—	
教育充実費(設備費)	15,000	15,000	
科目等履修登録料	—	40,000	
授業料	140,000(年間)	5,000(1単位) (※4)	
面接授業(スクーリング)本 学(三宮を含む)会場受講料 A群科目(※1)1単位につき	5,000	5,000	
面接授業(スクーリング)本 学以外の会場受講料 A群科目(※1)1単位につき	7,500	7,500	
面接授業(スクーリング)本 学(三宮を含む)会場受講料 B群科目(※2)1単位につき	10,000	10,000	
面接授業(スクーリング)本 学以外の会場受講料 B群科目(※2)1単位につき	15,000	15,000	
面接授業(スクーリング)本 学(三宮を含む)会場受講料 C群科目(※3)1科目につき	5,000	5,000	
面接授業(スクーリング)本 学以外の会場受講料 C群科目(※3)1科目につき	7,500	7,500	
科目等履修継続料	—	40,000	
卒業論文(研究)審査料	3,000	—	
資格登録料		—	
幼稚園1種	50,000	50,000 (※5)	
小学校1種	50,000	50,000 (※6)	
保育士資格	50,000	—	

社会福祉士受験資格	50,000	50,000 (※7)	
精神保健福祉士受験資格	50,000	—	
転籍料	3,000	—	

※1 A群科目は、「日本国憲法」、「多文化社会」、「情報と社会」、「国際理解教育論」、「環境教育論」、「教育原理」、「児童教育学演習Ⅰ」、「児童教育学演習Ⅱ」、「総合演習」、「小児栄養」、「教科教育法・理科」、「保育内容の研究A(健康)」、「保育内容の研究B(人間関係)」、「保育内容の研究C(環境)」、「保育内容の研究E(音楽表現)」、「保育内容の研究F(造形表現)」、「保育内容の研究G(身体表現)」、「社会福祉援助技術」、「乳児保育Ⅰ」、「障害児保育論Ⅰ」、「養護内容」、「児童教育学特殊講義Ⅰ」、「児童教育学特殊講義Ⅱ」、「人体の構造と機能及び疾病」、「社会福祉学演習Ⅰ」、「社会福祉学演習Ⅱ」、「社会福祉援助技術論Ⅰ」、「精神医学」、「精神科リハビリテーション学」、「精神保健福祉援助技術各論」、「相談援助演習Ⅱ」、「相談援助実習指導Ⅱ」、「精神保健福祉援助演習」、「ボランティア論」、「時事問題からみる社会福祉」、「公衆衛生論」、「社会福祉特殊講義Ⅰ」、「社会福祉特殊講義Ⅱ」とする。

※2 B群科目は、「英語コミュニケーションⅠ」、「英語コミュニケーションⅡ」、「基礎体育学」、「健康行動学」、「理科」、「体育」、「声楽・器楽」、「絵画・彫刻」、「小児保健実習」、「教科教育法・音楽」、「教科教育法・図画工作」、「教科教育法・体育」とする。

※3 C群科目は、「幼稚園教育実習」(事前指導)、「小学校教育実習」(事前指導)、「精神保健福祉援助実習」(事前指導)、「精神保健福祉援助実習」(事後指導)、「保育実習ⅠA(保育所)」(事前指導)、「保育実習ⅠB(施設)」(事前指導)、「介護等の体験」(事前指導)とする。

※4 本学通信教育部を卒業、退学又は本学通学部を卒業した者が別に定める規定により介護等の体験を科目等履修する場合は、1単位相当の授業料を納付するものとする。

※5 本学通信教育部を卒業、退学又は本学通学部を卒業した者が別に定める規定により幼稚園教育実習を科目等履修する場合、幼稚園教諭1種免許状取得を目的として資格登録料をすでに納付した者は徴収しない。

※6 本学通信教育部を卒業、退学又は本学通学部を卒業した者が別に定める規定により小学校教育実習を科目等履修する場合、小学校教諭1種免許状取得を目的として資格登録料をすでに納付した者は徴収しない。

※7 本学通信教育部を卒業又は本学通学部を卒業した者が別に定める規定により相談援助実習、相談援助実習指導Ⅰ及び相談援助実習指導Ⅱを科目等履修する場合、社会福祉士受験資格取得を目的として資格登録料をすでに納付した者は徴収しない。

[学費 平成22年度以降の入学生及び科目等履修生に適用]

(単位は円)

種別	正科生	科目等履修生	備考
入学金	30,000	—	
編入学金	30,000	—	
教育充実費(設備費)	15,000	15,000	
科目等履修登録料	—	40,000	
授業料	140,000(年間)	5,000(1単位) (※4)	
面接授業(スクーリング)本 学(三宮を含む)会場受講料 A群科目(※1)1単位につき	5,000	5,000	
面接授業(スクーリング)本 学以外の会場受講料 A群科目(※1)1単位につき	7,500	7,500	
面接授業(スクーリング)本 学(三宮を含む)会場受講料 B群科目(※2)1単位につき	10,000	10,000	
面接授業(スクーリング)本 学以外の会場受講料 B群科目(※2)1単位につき	15,000	15,000	
面接授業(スクーリング)本 学(三宮を含む)会場受講料 C群科目(※3)1科目につき	5,000	5,000	
面接授業(スクーリング)本 学以外の会場受講料 C群科目(※3)1科目につき	7,500	7,500	
科目等履修継続料	—	40,000	
卒業論文(研究)審査料	3,000	—	
資格登録料		—	
幼稚園1種	50,000	50,000 (※5)	
小学校1種	50,000	50,000 (※6)	
特別支援学校1種	50,000	50,000 (※7)	
保育士資格	50,000	—	

社会福祉士受験資格	50,000	50,000 (※8)	
精神保健福祉士受験資格	50,000	—	
転籍料	30,000	—	

※1 A群科目は、「健康行動学」、「日本国憲法」、「多文化社会」、「情報と社会」、「国際理解教育論」、「環境教育論」、「教育原理」、「児童教育学演習Ⅰ」、「児童教育学演習Ⅱ」、「総合演習」、「小児栄養」、「教職実践演習(幼・小)」、「教科教育法・理科」、「保育内容の研究A(健康)」、「保育内容の研究B(人間関係)」、「保育内容の研究C(環境)」、「保育内容の研究E(音楽表現)」、「保育内容の研究F(造形表現)」、「保育内容の研究G(身体表現)」、「社会福祉援助技術」、「乳児保育Ⅰ」、「障害児保育論Ⅰ」、「養護内容」、「児童教育学特殊講義Ⅰ」、「児童教育学特殊講義Ⅱ」、「特別支援教育基礎理論」、「知的障害児の心理B」、「肢体不自由児の心理・生理・病理B」、「病弱児の心理・生理・病理B」、「知的障害児教育論ⅠB」、「肢体不自由児教育論B」、「視覚障害児の心理・生理・病理」、「視覚障害児教育指導法」、「発達障害児教育論B」、「人体の構造と機能及び疾病」、「社会福祉学演習Ⅰ」、「社会福祉学演習Ⅱ」、「社会福祉援助技術論Ⅰ」、「精神医学」、「精神科リハビリテーション学」、「精神保健福祉援助技術各論」、「相談援助演習Ⅱ」、「相談援助実習指導Ⅱ」、「精神保健福祉援助演習」、「ボランティア論」、「時事問題からみる社会福祉」、「公衆衛生論」、「社会福祉特殊講義Ⅰ」、「社会福祉特殊講義Ⅱ」とする。

※2 B群科目は、「英語コミュニケーションⅠ」、「英語コミュニケーションⅡ」、「基礎体育学」、「理科」、「体育」、「声楽・器楽」、「絵画・彫刻」、「小児保健実習」、「教科教育法・音楽」、「教科教育法・図画工作」、「教科教育法・体育」とする。

※3 C群科目は、「幼稚園教育実習」(事前指導)、「小学校教育実習」(事前指導)、「精神保健福祉援助実習」(事前指導)、「精神保健福祉援助実習」(事後指導)、「保育実習ⅠA(保育所)」(事前指導)、「保育実習ⅠB(施設)」(事前指導)、「介護等の体験」(事前指導)、「特別支援学校教育実習事前事後指導」とする。

※4 本学通信教育部を卒業、退学又は本学通学部を卒業した者が別に定める規定により介護等の体験を科目等履修する場合は、1単位相当の授業料を納付するものとする。

※5 本学通信教育部を卒業、退学又は本学通学部を卒業した者が別に定める規定により幼稚園教育実習を科目等履修する場合、幼稚園教諭1種免許状取得を目的として資格登録料をすでに納付した者は徴収しない。

※6 本学通信教育部を卒業、退学又は本学通学部を卒業した者が別に定める規定により小学校教育実習を科目等履修する場合、小学校教諭1種免許状取得を目的として資格登録料をすでに納付した者は徴収しない。

※7 本学通信教育部を卒業、退学又は本学通学部を卒業した者が別に定める規定により特別支援学校教育実習を科目等履修する場合、特別支援学校教諭1種免許状取得を目的として資格登録料をすでに納付した者は徴収しない。

※8 本学通信教育部を卒業又は本学通学部を卒業した者が別に定める規定により相談援助実習、相談援助実習指導Ⅰ及び相談援助実習指導Ⅱを科目等履修する場合、社会福祉士受験資格取得を目的として資格登録料をすでに納付した者は徴収しない。

[その他納付金]

(単位は円)

種別	正科生	科目等履修生	備考
入学検定料	10,000	10,000	
転籍検定料	10,000	—	
各種手数料	※ 各種手数料については、「学校法人親和学園学費規程」に準じて徴収する。ただし、休学在籍料については、30,000(年額)とする。		

ただし、協定大学からの協定による科目等履修生に関する学費及びその他納付金は別に定める。